特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども·子育て支援新制度施設型給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市(又は上田市教育委員会)は、子ども・子育て支援新制度施設型給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

令和4年3月22日

[平成31年1月 様式2]

関連情報	
1.特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
事務の名称	子ども・子育て支援新制度施設型給付に関する業務
事務の概要	・子ども・子育て支援法に基づき0歳から小学校入学前までの児童を対象として、保護者が就労・病気等で家庭で保育ができない場合に、保育の必要性を認定し、保育所等への入所や利用者負担額を決定する。 ・保育の必要性の認定、入所する保育所等及び利用者負担額の決定にあたっては、 世帯状況(世帯構成、居住実態等)及び 世帯収入(税情報)を確認している。・幼稚園や認可外保育施設に通う児童を対象に、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定を行うため、 世帯状況(世帯構成、居住実態等)及び 世帯収入(税情報)を確認している。
システムの名称	子ども·子育て支援システム、 統合宛名システム、 中間サーバー、 ながの電子申請サービス、 子育てのための施設等利用給付システム
2.特定個人情報ファイルを	Š
保育の必要性の認定等に関す	る個人情報ファイル
3.個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第68条
4.情報提供ネットワークシ	
実施の有無	<選択肢> 1) 実施する] 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の116の項 (別表2における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第59条2の2
5.評価実施機関における	担当部署
部署	健康こども未来部保育課
所属長の役職名	保育課長
6.他の評価実施機関	
7.特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	〒386-0012 上田市中央六丁目5番39号 上田市健康こども未来部保育課 電話:0268-23-5132
8.特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒386-0012 上田市中央六丁目5番39号 上田市健康こども未来部保育課 電話:0268-23-5132

しきい値判断項目

1.対象人数	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未	満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上	1万人未満)万人未満
	いつ時点の計数か	令和	14年3月22日 時点			
2.取扱者数	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	14年3月22日 時点			
3. 重大事	故					
	りに、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1.提出する特定個人情報	保護評価	書の種類				
	項目評価言	•	重点項目記	平価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価 3) 基礎項目評価書及び全項目評価 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書項目評価書において、リスク対策の詳細	=
2.特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除	(.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3.特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4.特定個人情報ファイルの	の取扱いの	D委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5 . 特定個人情報の提供・移転	云(委託や作	青報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。) []提供・移転	しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6.情報提供ネットワークシ	ステムとの	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない	(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か]	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1		<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7.特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か]	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8.監査						
実施の有無	[] [自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査	
9.従業者に対する教育・自	5発					
従業者に対する教育・啓発	[-	十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月19日	- 5 部署	こども未来部保育課	健康こども未来部保育課	事後	組織改正に伴う変更であり、 重要な変更に該当しない。
平成27年5月19日	- 5 所属長	宮澤 俊文	保育課長 細川 修	事後	人事異動に伴う変更であり、 重要な変更に該当しない。
平成27年5月19日	- 7 請求先	上田市こども未来部保育課	上田市健康こども未来部保育課	事後	組織改正に伴う変更であり、 重要な変更に該当しない。
平成27年5月19日	- 8 連絡先	上田市こども未来部保育課	上田市健康こども未来部保育課	事後	組織改正に伴う変更であり、 重要な変更に該当しない。
平成29年12月15日	- 1 システムの名称	子ども・子育て支援システム、 統合宛名シ ステム、 中間サーバー	「 中間サーバー」の後に、「 ながの電子申請 サービス」を加える。	事前	システムの名称に、子育てワ ンストップサービスに必要な
平成30年4月23日	- 5 所属長	保育課長 細川 修	保育課長 宮澤 英雄	事後	人事異動に伴う変更であり、 重要な変更に該当しない。
令和1年6月21日	- 5 所属長	保育課長 宮澤 英雄	保育課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年10月1日	- 1 事務の概要	・子ども・子育て支援法に基づき0歳から小学校 入学前までの児童を対象として、保護者が就 労・病気等 で家庭で保育ができない場合に、保育の必要 性を認定し、保育所等への入所や利用者負担 額を決定 する。 ・保育の必要性の認定、入所する保育所等及び 利用者負担額の決定にあたっては、 世帯状 況(世帯 構成、居住実態等)及び 世帯収入(税情報) を確認している。	で家庭で保育ができない場合に、保育の必要性を認定し、保育所等への入所や利用者負担額を決定する。 ・保育の必要性の認定、入所する保育所等及び利用者負担額の決定にあたっては、 世帯状	事後	幼児教育・保育の無償化の開始に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年10月1日	- 1 システムの名称	子ども・子育て支援システム、 統合宛名システム、 中間サーバー、 ながの電子申請サービス	子ども・子育て支援システム、 統合宛名システム、 中間サーバー、 ながの電子申請サービス、 子育てのための施設等利用給付システム	事後	幼児教育・保育の無償化の開始に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和2年3月5日	- 1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	評価の再実施に伴う対象人数の変更。
令和3年3月31日	- 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の94の項	番号法第9条第1項 別表第1の94の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第68条	事後	主務省令の名称及び条項を 追加するものであり、重要な 変更に該当しない。

変更	E	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3	3月31日	- 4 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の116の項	番号法第19条第7号 別表第2の116の項 (別表2における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第59 条2の2		主務省令の名称及び条項を 追加するものであり、重要な 変更に該当しない。
令和4年3	3月22日	- 4 - 法令上の根拠	·番号法第19条第7号	·番号法第19条第8号	事後	条項ずれに伴う変更